

医療法人 東州会  
指定（介護予防）通所リハビリテーション  
フローラ太田小通りクリニック  
運営規程

第1条 医療法人東州会が開設するフローラ太田小通りクリニックが実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 フローラ太田小通りクリニックが実施する指定通所リハビリテーション等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。
- 2 指定通所リハビリテーション等の実施に当っては、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
  - 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括センター及び地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人 東州会 フローラ太田小通りクリニック
- 2 所在地 埼玉県さいたま市岩槻区仲町 1-12-27  
TEL 048-758-3926  
FAX 048-758-0826

（職員の職種、員数及び職務内容）

- 第5条 指定通所リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 1 医師（管理者） 1人  
医師は、指定通所リハビリテーション等の計画策定に従事者と共同して作成するとともに、指定通所リハビリテーション等の実施に係わる従事者への指示を行う。
  - 2 従事者  
理学療法士 4名以上  
看護職員 1名以上  
介護職員 2名以上  
従事者は、計画に基づきリハビリテーション等を提供する。
  - 3 事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。その際、事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を

講じる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日及び営業時間

月・火曜日	午前8時30分～午後1時	午後2時15分～午後7時00分
水・金曜日	午前8時30分～午後1時	午後3時00分～午後6時30分
木・土曜日	午前8時30分～午後0時30分	

※日曜日、祝日及び夏季、年末年始は除く。

2 サービス提供時間帯

月・火曜日	午前9時～午後1時30分	午後2時30分～午後7時30分
水・金曜日	午前9時～午後1時30分	午後3時00分～午後7時00分
木・土曜日	午前9時～午後1時00分	

(指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用定員)

第7条 事業所の1日の利用定員は、合計20名とする。

(指定通所リハビリテーション等の内容)

第8条 指定通所リハビリテーション等の内容は次のとおりとする。

(1) 通所リハビリテーション

- 2 指定通所リハビリテーション等は、医学的管理の基に要介護者等に対する心身機能の回復のため、リハビリテーション計画に基づき、次の目的を達成するため訓練等を行う。

(1) 目的

ADLの低下防止、QOLの維持・向上、ねたきり防止、社会性の維持向上、精神状態の改善、その他利用者の状態の改善

(2) 訓練等

- ① 運動療法
- ② 物理療法
- ③ 歩行訓練、基本的動作訓練
- ④ 自助具使用訓練
- ⑤ 日常生活動作に関する訓練

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が機能訓練室を利用する場合は、従業員立会いのもとで使用すること。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たって、体調不良等によって指定通所リハビリテーション等に適さないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがある。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の実施地域は、さいたま市の一部、春日部市の一部、越谷市の一部、蓮田市の一部(事業所から自動車で概ね30分以内の範囲)の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第12条 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護

- 報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（事故発生時の対応）

- 第13条 事業者は利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係機関、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
  - 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

- 第14条 当事業所は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対するため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）

- 第15条 指定通所リハビリテーション等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

（個人情報の保護）

- 第16条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（衛生管理）

- 第17条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
    - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その完結から5年間保存するものとする。
    - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
    - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。

（虐待防止に関する事項）

- 第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的におおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備。
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修（年1回以上）の実施。
  - (4) 1号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について、周知をするとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第20条

- 1 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
  - （1）採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - （2）継続研修 年2回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所の管理者が定めるものとする。

付則 この規程は、令和 元年 6月 1日施行  
この規程変更は、令和5年10月1日から施行する。  
この規程変更は、令和6年4月1日から施行する。